

令和8年度 第1回市川市入札監視委員会会議録

午後3時25分 開会

霞 委 員 長 令和8年度第1回市川市入札監視委員会を開催します。
令和7年度下半期の発注状況について、報告してください。

契 約 課 審議対象案件は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの令和7年度下半期に契約した設計金額が1千万円以上の案件です。

建設工事は66件で、内訳は価格による一般競争入札が63件で、そのうち総合評価による一般競争入札は2件でした。

また、随意契約は3件です。

建設工事に関連する業務委託は11件で、

内訳は価格による一般競争入札が11件、随意契約が0件です。

発注工事の平均落札率は、工事は全部で66件、そのうち随意契約を除いたものを平均落札率としており、平均落札率は82.97%でした。内訳として、総合評価は件数が2件で落札率は96.00%でした。

業務委託の一般競争入札は11件あり、平均落札率は70.32%でした。

なお、工種別と業種別の平均落札率は資料の通りです。

入札状況については以上です。

霞 委 員 長 上半期の資格停止の状況について報告してください。

契 約 課 審議対象期間に資格停止を行ったものは1件で、事業者数は2社です。

株式会社トーニチコンサルタント及び日本交通技術株式会社は、跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため、株式会社トーニチコンサルタントは3ヶ月、日本交通技術株式会社は6ヶ月の資格停止を行ったものです。

資格停止の状況は以上です。

【 審議案件 1 市川第 2－1 処理分区污水管渠布設工事（R 0 7 2 1 工区）】

霞 委 員 長 1 者入札の建設工事中、落札額が最も大きい工事でしたが、参加者が 1 者のみであった理由の推察等の説明を求めます。

下水道建設課長 当該工事の施工箇所周辺の須和田地区は地下水位が高く、貝殻混じりの砂層であり、水分を多量に含んだ緩い地盤となっております。
そのため、この地区での工事は比較的難易度が高くなると想定されたことにより、同地区で施工実績がある当該事業者は応札をしましたが、他の事業者は入札参加を見合わせたものと考えられます。

霞 委 員 長 比較的難易度の高い工事とのことだが、概ねの入札参加業者を推測することができるのですか。

下水道建設課長 推測することはしておりませんが、結果として当該事業者がこの地域で落札している件数が多くなっていると考えています。

霞 委 員 長 どの事業者も入札に参加することは可能であったが、結果として 1 社であったと理解してよいでしょうか。

下水道建設課長 その通りです。

三 木 委 員 須和田地区でのほかの工事は複数者が入札に参加していたのでしょうか。

下水道建設課長 須和田地区において、複数の工事を発注することもあるが、その場合は、複数者が入札に参加している事例もあります。

三 木 委 員 承知しました。

【 審議案件 2 大規模下水道管路補修工事（R0701）】

三 木 委 員 本件では、京葉建設業協同組合との随意契約をしたものです。八潮市で発生した道路陥没事故を受け、緊急に本市の下水道管路の調査をした結果、損傷が確認された箇所については速やかに補修が必要であるため、随意契約を締結する必要性があったことは理解できますが、その契約先として京葉建設業協同組合を選定した理由について説明を求めます。他の業者と比較したことはなかったのかを伺います。

下水道建設課長 本市が管理する水路及び公共下水道施設において必要とする補修等については、速やかな機能の回復と市民の安全を図るため、本市と京葉建設業協同組合で締結している協定（水路及び公共下水道施設修繕等に関する基本協定書）に基づいて実施しております。

当工事は、八潮市で発生した下水道管の破損に起因した道路陥没事故を受け、本市の下水道管の緊急調査を行い、損傷箇所の速やかな補修が必要となったことから実施するもので、協定に従い京葉建設業協同組合を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結したものです。このことから、他の業者に見積りを依頼し、比較することは行っておりません。

また、契約代金につきましては、公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道施設維持管理積算要領」に基づいて積算した設計金額を予定価格として見積り合せを行い、契約金額を決定しております。

三 木 委 員 当該協定を適用させる条件は、緊急の場合であり通常は一般競争入札を行うのでしょうか。

下水道建設課副参事 計画的な改修工事や新設工事は、一般競争入札を行うが、本工事は緊急であったため、当該協定を適用しました。

三 木 委 員 承知しました。

下水道建設課副参事 お示し頂いた積算基準は、一般競争入札時の積算においても使用するものですか。維持管理や補修工事において、一般競争入札を行う際にも当該積算基準を用いております。

三 木 委 員 承知しました。

霞 委 員 長 埼玉県八潮市での下水道事故を受けて、国土交通省から全国の自治体に下水道管の現況を調査するよう通知が発出されたと伺っているが、市川市での結果を伺います。

下水道建設課副参事 国からの調査依頼の対象は内径2,000mm以上の管又は布設から30年を経過した管渠であり、本市では470mが対象となりました。1年以内に対策を実施すべきとされる緊急度Ⅰが157mでした。応急措置を行ったうえで5年以内に対策を実施すべきとされる緊急度Ⅱが285mでした。これらに対して行ったのが、本工事であります。これらの道路に空洞があるかを調査したが、なかったため陥没は起きないと考えております。

本格的な改修工事のための設計業務委託を発注しているところであり、来年度以降工事を行う予定です。

霞 委 員 長 承知しました。

【 審議案件 3 市川市立塩焼幼稚園外壁・屋上防水等改修工事】

齋 藤 委 員 技術提案を求めることにより、環境及び安全等の第三者への影響が抑制される効果が期待できる工事とあるが、その内容と総合評価落札方式を適用した理由説明とその入札の経緯について説明を求めます。

設 計 監 理 課 長 本工事は、園児等の施設利用者が施設を利用しながら施工する改修工事であることから、通常の改修工事以上に、第三者への安全配慮が重要となります。

特に、過年度の保育園における外壁・屋上防水改修工事において、園児に塗料が付着する事故が発生したことから、工事目的物の品質確保に加え、施工中の安全確保、周辺環境への配慮、園児や園庭開放時の第三者を含めた施設利用者への影響抑制について、価格以外の課題や懸案事項の解決に向けて提案を求めるため、本市の「総合評価一般競争入札」を適用する基準のうち、「3）環境及び安全等の第三者への影響が抑制されるもの」、6）工事の実施にあたり懸念される内容があり、事前に施工方法の確認を行いたいもの」として、総合評価落札方式を適用しました。

総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。

まず、「入札公告までの段階」では、公告に明示する「落札者決定基準」を決めるにあたり発注担当課が作成した「落札者決定基準」を、庁内の総合評価審査委員会にて審査し、学識経験者の意見聴取を行い最終決定後に公告を行い、入札参加者を募りました。

次の「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査し、最終決定しました。その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

技術提案に係る審査の過程では、工事期間中の対策として作業内容を知らない第三者への具体的な周知方法と園児が誤って施工部分に触れないようにするための対策が園児にもわかるような工夫の提案を評価したものです。

齋 藤 委 員 承知しました。

【 審議案件 4 曾谷第 3 緑地斜面整備工事】

- 三 木 委 員
1. 本件では、2 社が入札に参加した中で、入札金額が高い方の大市産業（株）が落札者となっています。その理由は、評価値が同社の方が高かったからとされています。「総合評価の結果」欄には大市産業（株）と上條建設（株）の評価根拠が記載されているが、この評価方法の解説を求めます。
 2. 本件に関しては何故このような総合評価落札方式が採用されたのでしょうか。
 3. 今回の資料では、28 番の市川市立塩焼幼稚園外壁・屋上防水等改修工事の入札も総合評価落札方式が採用されているが、このような方式を採用するのは具体的にはどのような場合かについて説明を求めます。
 4. 仮に 1 社しか入札参加者がいなかった場合でも、総合評価値が低ければ落札を認めないことがあるのか伺います。
- 公 園 緑 地 課
1. 総合評価一般競争入札落札者決定調書に記載のとおり、「技術提案等に係る事項」、「企業の施工能力に係る事項」、「配置予定技術者の能力に係る事項」について、評価項目、評価項目の内容、評価基準、配点を定めております。

評価値の算出方法については、除算方式と呼ばれる計算方法を採用しており、技術評価点を入札価格で除したものに 10 の 6 乗を掛けて算出しております。

技術評価点は、評価基準の評価区分に基づき与えられる配点の合計を加算点として、標準点の 100 点に加算したものです。

具体的には、決定調書の下段の「総合評価の結果」の下から 2 行目に加算点が記載されており、大市産業が 9 点、上條建設が 1.5 点です。

技術評価点は、同じく「総合評価の結果」の上から 4 行目に記載されており、加算点と標準点の 100 点を足して、大市産業が 109.0 点、上條建設が 101.5 点となります。

次に、評価値が、技術評価点の上の 3 行目に記載されています。

評価値は、技術評価点を入札価格で除し、10 の 6 乗を掛けた数値であり、評価値の高い大市産業が落札者となりました。
 2. 本件は、大雨等による斜面の表層崩壊を抑止するため、樹木の保全に配慮した地山補強土工による斜面对策工事を行うもので、過年度にも同様の工事が行われていましたが、その工事の施工上に生じた問題点を課題に設定し、施工上配慮すべき事項と、施工上の課題に対する事項の施工計画について技術提案を求めたもので、市川市の総合評価一般競争入札を適用する基準の「環境及び安全等の第三者への影響が抑制されるもの」、「近年同種の工事で事故または苦情等が発生し、事前に施工方法の確認を行いたいもの」に該当するものとして、総合評価一般競争入札を行ったものです。
 3. 市川市の「総合評価一般競争入札」を適用する基準についてご説明します。工事の入札方法については、工事担当課及び技術管理課が協議して決定し、市川市建設工事等請負業者資格審査会において承認を得て発注しています。

原則として設計金額が 5 千万円を超える工事で、技術提案を求めることにより「総合的なコストの削減が図れるもの」、「品質管理の方法及び工事目的物の性能等の向上が図れるもの」、「環境及び安全等の第三者への影響が抑制されるもの」のいずれかの効果が期待できるもの。かつ、工事の内容が「過去に類似工事の施工実

績が無い又は少ないもの」、「近年同種の工事で事故または苦情等が発生し、事前に施工方法の確認を行いたいもの」「工事の実施にあたり懸念される内容があり、事前に施工方法の確認を行いたいもの」を「総合評価一般競争入札」の対象としています。

4. 入札参加業者数に関わらず、評価値が基準評価値を満たさない場合は、落札者となることができません。

決定調書の「総合評価の結果」の8行目に「基準評価値」を記載していますが、標準点の100点を予定価格で除した数値に10の6乗を掛けたものになります。

今回の案件の場合は、基準評価値が1.0073となっていますが、各業者の評価値がこれを下回る場合は、落札者になることができません。

また、技術提案等に係わる事項について、優、良、可、不適切で4段階の評価を設定していますが、不適切に該当した場合は入札無効となり、この場合も落札者になることはできません。

三 木 委 員 「事故又は不誠実な行為」は何か年分をマイナス評価の対象としているのでしょうか。

技 術 管 理 課 過去2か年度間で該当した場合のみ、マイナス評価としております。

三 木 委 員 総合評価による一般競争入札であるかどうかについては、公告の際に示しているという理解でよいでしょうか。

契 約 課 長 はい。

三 木 委 員 承知しました。

【 審議案件 5 市川市南消防署新築工事等基本設計・実施設計業務委託】

霞 委 員 長 低入札による失格が 15 者と最多であり、落札価格も予定価格に対し 77.46%と低いことから、予定価格は適切であったか説明を求めます。

設計監理課長 当該設計業務は、「建築設計業務」及び「地質調査業務」、「測量業務」の 3 業務で構成されており、「建築設計業務」においては、令和 6 年国土交通省告示第 8 号において定められました「官庁施設の設計業務等積算要領」を基に積算しており、計画建築物の用途、延べ床面積、その他追加業務を選定することで、建築設計委託料を算出しております。また、地質調査及び測量業務においては、令和 7 年度国土交通省監修の「設計業務等標準積算基準書」に基づいて算出しており、予定価格は適切と考えております。

霞 委 員 長 承知しました。

齋 藤 委 員 公募型プロポーザル等ではなく、一般競争入札とした理由の説明を求めます。

設計監理課長 本委託は既存消防署の老朽化に伴う建替えであり、消防機能を継続的に確保する観点から、事業を遅滞なく進める必要がありました。

また、建替え予定地が小学校用地の一部であり、閉園した幼稚園の解体、学校関係者との調整、近隣説明、関係法令協議など、設計と並行して調整すべき事項や制約も多い事業です。

そのため、「市川市南消防署建替え基本構想・基本計画」により概ねの規模、要求室、施設機能等の仕様が整理されており、提案の余地が少ないものと判断し、実績要件により品質確保を図ったうえで、一般競争入札としたものです。

齋 藤 委 員 承知しました。

霞 委 員 長 失格が 15 者いたことと、低入札調査となったことについて、どのように評価していますか。

設計監理課 公表されている積算基準に基づいて積算を行っており、適切な設計であったと考えています。

霞 委 員 長 落札価格が 77.46%であったことに対してはどのように考えていますか。

設計監理課 予定価格は積算基準に基づいて積算をしており、設計は適切であったと考えていますが、地質調査の一部項目については、各社から提出された内訳書を確認すると金額に差異が生じておりました。今後、同じような案件を公告する際に留意する必要があるのではないかと考えています。

霞 委 員 長 承知しました。

霞 委 員 長 他に質疑や意見は特に無いので、以上で抽出案件の審議を終了します。

午後 4 時 40 分閉会